

## 子ども・子育て支援施設整備の方向性

子育て支援課

### 1. 策定の背景と目的

#### 1. 1. 背景

少子化や核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加、地域の相互扶助機能の低下などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化している。こうした社会変化は、子どもや保護者同士の交流機会を減少させ、保護者の孤独感、不安感の増大を引き起こし、育児ストレスなどを招く原因ともなっている。これらを解決するために、「子どもたちが集い・遊び・学べる場」、「多様な世代との交流を通じて様々な経験・体験ができる場」、「相談できる場」の整備が求められている。

本村では、妊娠・出産期から18歳までの子育てに関する様々な相談にワンストップで対応し、切れ目ない支援を可能にする「白馬村子育て相談支援センター“おひさま”」を保健福祉ふれあいセンターに7月に開設した。一方で、地域子育て支援拠点事業を担う「白馬村子育て支援ルーム」は、ホール、一時預かり保育室、事務室等は、昭和50年度に建設された中部保育園を利用していることから、建築から40年以上が経過し老朽化が進んでいる。また、「冬季や雨天時の子どもの遊び場が無い」といった保護者の声、放課後児童クラブを利用しない児童の放課後の居場所づくりなどの課題が顕在化している。

#### 1. 2. 目的

次代を担う子どもたちが、安心して遊び・学び・過ごし、健やかな成長を促す場として、子育て支援施設の機能を集約した新たな施設を建設することは、課題解決へのアプローチとなるとともに、子育て支援施策の更なる発展へと繋がる。

新図書館の複合施設の機能として、子育て支援に関する施設が想定されているところであるが、それぞれの子育て関連施設が持つ機能が相乗効果を発揮し、本村の子育て支援の拠点施設として、児童の居場所づくりや健全育成の推進と子育て家庭等の相談・交流の場づくりが行える複合施設を整備するため、その基本的な考え方と方向性を整理・検討する。

## 2. 本村の子育て関連施設

### 2. 1. 各施設の状況(平成30年10月1日現在)

#### 2. 1. 1. 子育て支援ルーム

所在地	白馬村大字北城 6938 (旧中部保育園)
建設年度	昭和 50 年度(旧中部保育園部分) 平成 12 年度(支援ルーム部分)
諸室・床面積	保育室(一時保育・休日保育) 26.25 m <sup>2</sup> ×1 49.5 m <sup>2</sup> ×1 保育室(母子保健事業・発達応援教室) 56 m <sup>2</sup> ×2 ホール(遊戯室) 272.16 m <sup>2</sup> 支援ルーム 70.91 m <sup>2</sup> 事務室 48.19 m <sup>2</sup>
開設時間	一時保育・休日保育 平日:午前7時30分～午後6時30分 日曜・祝日(年末年始を除く):午前8時30分～午後5時 なかよし広場 火曜・水曜・木曜:午前9時30分～正午 自由利用 月曜:午前9時30分～正午 午後1時30分～午後4時 火曜・水曜・木曜:午後1時30分～午後4時
休館日	土曜日・年末年始(12月29日～1月3日)
主な事業	子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援拠点事業及び母子保健事業 ・なかよし広場 ・自由利用 ・ミニサーキット ・あおぞら教室 ・育児相談 ・マタニティ相談 ・マタニティ教室 ・おっばい相談 ・リハビリ相談 ・よちよち相談 児童福祉法に基づく保育事業 ・一時保育 ・休日保育(休日一時預かり)
利用対象者	地域子育て支援拠点事業:未就学児 一時保育・休日保育事業:生後10か月を過ぎた翌月1日以降から就学前までの児童
利用の特徴	・地域子育て支援拠点事業に関しては、曜日ごとに年齢別の広場や、育児に関する講座や相談を実施 ・自由利用は、月曜日は午前午後、火曜日から木曜日は午後のみ利用可能 ・一時保育事業は、時間単位の利用料のほか、1週間単位の利用料を設定 ・休日保育は、一時預かりの休日利用として、2・3号認定以外の児童も対象
現状課題	・施設の老朽化 ・自由利用の利用日拡大の検討 ・休日保育の運営時間延長を検討 ・園庭遊具の充実

利用実績(利用者数)

(単位:人)

事業	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
なかよし広場	1,849	1,764	1,587	1,664	1,650
自由利用	1,106	1,119	1,176	940	654
一時保育	1,006	903	766	1,529	1,466
休日保育	182	213	227	259	234
ミニサーキット		65	33	61	30
あおぞら教室					32
育児相談	352	317	323	278	299
マタニティ教室	22	13	13	13	6
リハビリ相談		80	90	106	57

※マタニティ相談、おっぱい相談、よちよち相談は、30 年度から実施

2. 1. 2. 南小放課後児童クラブ

所在地	白馬村大字神城 7035 (白馬南小学校体育館内)
建設年度	平成 14 年度
諸室・床面積	児童室(地域連携施設) 64.5 m <sup>2</sup>
開設時間	平 日:下校時間～午後 6 時 学校休業日:午前 8 時 30 分～午後 6 時 土曜日:午前 8 時 30 分～午後 5 時
休所日	日曜・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
主な事業	児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業 ・白馬南小学校放課後児童クラブ
利用対象者	小学校就学児童で、下校後保護者が就労等により家庭にいない児童及び適切な保護に欠ける児童
利用の特徴	・利用料は月 2,300 円 ・登録が必要 ・夏休みに利用者数が増加
現状課題	・開設時間の延長を検討中 ・登録者数が減少傾向 ・冷房設備がない

利用実績(登録者数)

(単位:人)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
H25	5	5	5	10	15	6	6	6	7	9	9	9
H26	5	6	5	15	16	5	5	5	7	9	8	9
H27	10	9	10	23	30	10	12	10	16	16	18	16
H28	14	10	8	12	17	9	9	8	10	10	10	11
H29	12	9	9	13	15	7	8	8	14	12	11	14

### 2. 1. 3. 北小放課後児童クラブ

所在地	白馬村大字北城 7025 (保健福祉ふれあいセンター3階)
建設年度	平成 5 年度
諸室・床面積	児童室 117.53 m <sup>2</sup> ホール 158.58 m <sup>2</sup>
開設時間	平 日:下校時間～午後 6 時 学校休業日:午前 8 時 30 分～午後 6 時 土曜日:午前 8 時 30 分～午後 5 時
休所日	日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
主な事業	児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業 ・白馬北小学校放課後児童クラブ
利用対象者	小学校就学児童で、下校後保護者が就労等により家庭にいない児童及び適切な保護に欠ける児童
利用の特徴	・利用料は月 2,300 円 ・登録が必要 ・夏休みに利用者数が増加
現状課題	・教育委員会事務局と同フロアにあるため、来客や電話対応に支障を来す ・開設時間の延長を検討中

#### 利用実績(登録者数)

(単位:人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H25	18	17	15	32	35	15	12	13	18	18	15	17
H26	29	29	26	37	45	23	20	20	27	29	29	37
H27	33	29	29	51	60	28	25	25	31	30	27	34
H28	31	25	27	30	63	18	20	19	24	24	23	32
H29	21	19	19	28	47	19	20	20	25	26	24	32

## 2. 1. 4. しろうま保育園

所在地	白馬村大字北城 6509
建設年度	平成 18 年度
諸室・床面積	保育室 56.1 m <sup>2</sup> ×2 54.07 m <sup>2</sup> ×1 50 m <sup>2</sup> ×3 70 m <sup>2</sup> ×4 延長保育室 55.89 m <sup>2</sup> 遊戯室 178.50 m <sup>2</sup> 図書お話コーナー162.66 m <sup>2</sup> オープンスペース 157.37 m <sup>2</sup> 事務室 41.62 m <sup>2</sup>
開設時間	平日:午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 土曜日:午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
休園日	日曜・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
主な事業	児童福祉法に基づく保育事業 ・通常保育 ・延長保育 ・土曜保育 ・障害児保育
利用対象者	生後 10 か月を過ぎた翌月 1 日以降から就学前までの保育の必要性が認められた児童
利用の特徴	・入所には規則で規定する保育の必要性の認定が必要 ・3 歳未満児を保育する施設は、村内ではしろうま保育園と子育て支援ルームの一時預かり事業のみ ・利用料は所得に応じて算出
現状課題	・3 歳未満(特に 0 歳児)の利用の申し込みが増加傾向 ・保育士不足 ・延長保育希望者の増加による保育室の不足 ・行事の際の保護者駐車場が不足 ・3 歳以上児保育室の冷房設備未設置 ・ストーブ補修部品の保有期間超過 ・プール排水の不備

### 利用実績(入所園児数)

(単:人)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
H27	158 27	158 26	158 25	165 31	166 32	163 31	160 28	159 27	165 32	165 32	165 33	165 33
H28	157 30	158 32	160 34	161 35	163 36	161 34	161 34	160 34	159 33	164 37	163 37	162 36
H29	153 38	152 39	154 38	163 46	165 48	165 48	165 48	162 46	164 49	165 50	165 50	163 49

※下段は未満児数(内数)

## 2. 1. 5. 子育て相談支援センター おひさま

所在地	白馬村大字北城 7025 (保健福祉ふれあいセンター3階)
建設年度	平成 5 年度
諸室・床面積	事務室(教育委員会事務局子育て支援課) 57.57 m <sup>2</sup>
開設時間	平日:午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
休館日	土曜・日曜・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
主な事業	母子保健法に基づく子育て世代包括支援センター事業 ・妊娠～出産期～乳幼児の事業 子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業 ・未就園～小中高校～18 歳までの支援
利用対象者	妊婦～18 歳までの児童とその保護者
利用の特徴	・産前産後からきめ細やかな支援を実施 ・子育てプランを作成し、様々な情報の提供とコーディネート ・相談窓口を一本化しワンストップで切れ目のない支援を実施
現状課題	・母子保健事業の一本化 ・保健師の複数化(不在の場合は健康福祉課保健師が対応) ・相談スペースの秘密保持

### 利用実績(相談者数)

(単位:人)

相談内容	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
妊娠時の相談	1	4	3	6	3
育児相談			1	3	
家庭環境等	1	4	3	11	12
心身の健康保健					1
発達(障がい含む)	1	4	3	4	1
園・学校生活	1	2		1	
友人関係	3	2	4		2
先生との関係					
学 習					
学習支援体制(就学支援含む)	3	2	5	8	11
進 路				1	
不登校	1				1
いじめ問題			1		
虐 待					
その他			1	6	
合 計	11	18	21	40	31

### 3. アンケート調査から見る子育て支援施設に対する要望

#### 3. 1. 子育て支援ルーム利用に関するアンケート

##### 3. 1. 1. 調査概要

調査期間	平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月
調査対象	村内に在住し保育園に未就園の 0～3 歳の子を持つ保護者(107 名)
調査方法	郵送による配布、回収
回収結果	配布数:107 人 回収数:57 人(0 歳:8 人 1 歳:20 人 2 歳:13 人 3 歳:23 人) 回収率:53.3%

##### 3. 1. 2. 調査結果

###### (1)なかよし広場を利用する頻度

可能であれば毎週	24 人
月 1 回程度	10 人
年数回程度	10 人
月 2 回程度	5 人
利用したことがない	5 人
月 3 回程度	3 人

###### (2)なかよし広場を利用する目的

友だち同士の遊び	43 人
身体を使う遊び	38 人
遊び場が欲しい	34 人
支援ルームの活動	32 人
親同士の交流	31 人
屋外での遊び	12 人

###### 【具体的な意見】

- ・雨の日や寒い日に行く場所がない。
- ・村内に公園が少ないので、他に選択肢がない。
- ・遊具があり人目にもつきやすい安全な公園がある  
といい。

###### (3)なかよし広場がもたらす効果

様々な力の獲得	33 人
友だちができた	30 人
遊べるようになった	22 人
生活リズムの確立	13 人
特にない	1 人

###### 【具体的な意見】

- ・体を動かして遊ぶのでしっかりとお昼寝をする。
- ・子どもが満足そう。
- ・週 1 回の楽しみができた。
- ・物の貸し借り、譲り合いを学ぶ。
- ・母親が気分転換できる。
- ・ママ友ができ、社会からの疎外感がなくなり、悩みも解消する。

(4) なかよし広場で希望する活動

人形劇等の鑑賞会	30人
親同士の情報交換 (おしゃべりサロン)	18人
地域(世代間)交流	15人
父親参加行事	8人
育児講演会	8人

【具体的な意見】

- ・軽食や昼食を食べられる部屋がほしい。
- ・リミック、工作、楽器のコンサート
- ・おもちゃの修理
- ・季節を感じられる行事

(5) 遊具の満足度

どちらかと言うと満足	27人
満足	18人
どちらかと言うと不満	3人
不満	1人
無回答	1人

【不満・どちらかと言うと不満と回答した方の希望】

- ・屋外の固定遊具(ブランコや滑り台等) 2人
- ・室内遊具(ままごと等) 1人
- ・室内の大型遊具 1人

【具体的な意見】

- ・屋外の遊具の追加(ジャングルジム、シーソー、スイング等)
- ・既製品の遊具もよいが、牛乳パックや段ボール等で作られたおもちゃが欲しい。
- ・村外在住者でも利用できる施設。
- ・利用日に関係なく毎日利用できる施設。
- ・素晴らしい自然環境の白馬で子どもたちを十分に遊ばせられず、村外の公園や施設に行ってしまう。
- ・子どもたちと地域の高齢者が触れ合う場として支援ルームが存在すればよい。

支援ルームの園庭が公園替わりに利用されている。

冬季・雨天時の遊びの場となっている。

地域子育て支援拠点事業は、児童と保護者にとって重要な位置付けになっている。

鑑賞会など各種イベントの開催が期待されている。

3. 2. 第一期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート

3. 2. 1. 調査概要

調査期間	平成25年10月～11月
調査対象	平成25年10月1日現在、村内に在住する就学前児童の保護者(298名)
調査方法	郵送又は保育園を通じた配布、回収
回収結果	配布数:298人 回収数:149人(0歳:16人 1歳:10人 2歳:23人 3歳:38人 4歳:31人 5歳:23人 無回答:8人) 回収率:50.0%

### 3. 2. 2. 調査結果

#### 白馬村の子育て環境や支援への要望

区 分	回答数
A. 公園、雨の日、雪の日に遊べる施設等の要望	40 人
B. 支援ルーム・保育園の施策に対する要望	18 人
C. 未満児、保育人数等 拡大に対する要望	12 人
D. 観光地、自営業、繁忙期への特別サポートの要望	9 人
E. 利用料金、補助金に対する要望	8 人
F. 村に対する要望	8 人
G. 病児、病後児保育の場に対する要望	7 人
H. 幼稚園、小学校、中学校 関連	6 人
I. 保育園、支援ルームの職員に対する要望	5 人
J. 支援ルーム・保育園の保育内容に対する要望	3 人
K. 障がい児関係に対する要望	2 人
L. 送迎バスに対する要望	2 人
M. 地域に対する要望	1 人
N. その他	18 人

#### 施設関係に関する上記の具体的な意見

A	どの年齢でも自由に使える屋内施設がほしい。
	安全して遊べる公園を整備してほしい。
	雨天時に子どもを連れて行ける場所がない。
	オーストラリアにあるトイライブラリー(家庭で不要になったおもちゃを持ち寄って図書館のように貸出する施設)の施設があるといい。
	支援センターなどの施設が北城にあり、神城からは遠くて遊ばせに行くのが大変である。
B	金曜日・土曜日の一時保育はしろま保育園になるが、子どもが小さいことから同じ場所で過ごさせたい。
	一時保育は2日前に予約しないといけないが当日でも預かってもらいたい。
	小学生でも土日預かってもらえる施設を希望する。
D	支援ルームは午前中年齢別になっているため利用しにくい。
	観光業で一番忙しい期間(お盆・年末年始・祝日等)に預かってもらえる制度がない。
	夕方から夜にかけて預かってもらえる場所があればよい。
F	3歳以上児で、土日等に小学校の兄弟と一緒に預けられる場所があればよい。
	放課後子ども教室があればよいと思う。
	子育て環境とともに求職しやすく利用しやすい制度ができればよい。

#### 4. 他自治体との比較から見える課題

##### 4. 1. 母子保健事業

事業内容		白馬村	塩尻市	岡谷市
妊娠 期	マタニティ(母親)教室	○	○	○
	子育て体験講座(両親学級)	上記と兼ねる	○	上記と兼ねる
妊 娠 期	育児相談、乳幼児相談	○	○	○
	よちよち相談※	○		
	各種相談	CP・OT・PT・ST	CP	

※よちよち相談(1歳2ヶ月～3ヶ月児 発達確認・運動遊びの体験・おやつを試食)

##### 4. 2. 保育事業

事業内容	白馬村	塩尻市	岡谷市
一時保育	支援ルーム	指定園(3園)	指定園(2園)
休日保育	支援ルーム	指定園(1園)	指定園(1園)

他の自治体では、一時保育及び休日保育を保育園で実施

本村では、本来の休日保育は実施しておらず、休日の一時預かり事業として実施

##### 4. 3. 放課後児童対策事業

事業内容	白馬村	塩尻市	岡谷市
児童館		○	
放課後児童健全育成事業	○	○	○
放課後こども教室		○	○
信州型コミュニティスクール	○	○	○

本村には、放課後に全ての就学児童が安心・安全に過ごせる居場所がない

## 5. 子育て支援施設の基本的な考え方

### 5. 1. 施設の基本理念

白馬村子ども・子育て支援事業計画では、『子どもたちの幸せ育てる白馬村』を基本理念に掲げ、①子どもへの支援 ②子育てをする親(保護者)への支援 ③地域全体による支援 ④「ワーク・ライフ・バランス」の実現への支援 ⑤白馬村の風土や社会資源を活かした支援 を基本的施策として各種事業を展開している。

新たな子育て支援施設は、これら基本的施策を、より効率的・効果的に実施できるように、新図書館を併設した多機能型複合施設として整備することにより、これを中核施設として、子どもの健やかな育成、白馬村全体の子育て力の向上、子ども・子育てを中心に据えた明るく元気なむらづくりを推進する。

### 5. 2. 新施設に整備する機能の考え方

施設の基本理念を実現するため、①「子育て支援」 ②「母子保健」 ③「保育」 ④「学び・交流」 ⑤「屋内型広場」 ⑥「公園」 ⑦「図書館との連携」の7つの機能を整備する。

#### 5. 2. 1. 子育て支援機能

親子や子ども同士のふれあい、仲間づくりを支援するとともに、子育て相談や各種講座による子育ての不安や負担感の軽減を図り、子どもの健やかな育ちと自立を支援する。

また、乳幼児と小中高生とのふれあいの機会づくりを行うことで、次代の親の育成にも取り組むものとする。

**子育て支援センター(子育て支援拠点事業)**

#### 5. 2. 2. 母子保健機能

育児相談や発達相談、各種教室の開催により、子どもの健やかな育ちを支援する。

また、子どもに特化した施設となるため、子どもや子育て家庭に優しく、使いやすい施設を意識して整備する。

**相談事業** **各種教室**

#### 5. 2. 3. 保育機能

これまでの一時預かりの需要に応えるだけでなく、施設内で実施される相談事業や各種教室への参加者、図書館利用者など、様々な事情で一時預かりを必要とする子育て家庭をサポートするため、一時的な保育機能を整備する。なお、休日保育は、しろうま保

育園での実施も考えられることから、より良い仕組みを検討する

また、学童保育(放課後児童クラブ)は、2019年度からスタートする「新・放課後子ども総合プラン」への移行を視野に入れた整備を検討する。

**一時保育** **休日保育** **放課後児童クラブ**

#### 5. 2. 4. 学び・交流機能

乳幼児や保護者間の交流をはじめ、小中高生と乳児(とその保護者)間の交流、さらには地域やボランティアとの交流など、子どもを中心とした多世代の交流を促進するとともに、人との交流を通じて子どもの「学べる場」を創出する。

また、小中高生の主体的な活動を支援することで、現在不足している子どもの居場所づくりに取り組む。

**児童館**

#### 5. 2. 5. 屋内型広場機能

屋内型の大型遊具を核とした、雨天時や冬期間も天候に左右されることなく年間を通して子どもたちが自由に遊べる施設、また、幼児から若者、高齢者まで目的に合わせ自由に利用できる屋内運動施設を整備する。

**ホール** **屋内運動場**

#### 5. 2. 6. 公園機能

白馬の豊かな自然が感じられる拠点となるように、緑地帯にはベンチや四阿を整備する。また、子どもたちが自由な発想の遊びができるような屋外広場を設け、固定遊具や砂場などを整備し、親子が一緒に楽しく過ごせる屋外空間を提供する。

**屋外広場**

#### 5. 2. 7. 図書館との連携機能

複合型施設のもう一つの中心的機能である図書館との施設共有化を生かし、幼児から小学校低学年程度までを対象にした読み聞かせの場や、児童図書を自由に閲覧できる場を設けて、幼児期から本に親しみを感じ、読書習慣が育まれ、親子で一緒に楽しく過ごせるよう整備・連携を図る。

**読み聞かせ広場**

### 5. 3. 各機能と想定されるスペース

子育て支援機能	
子育て支援センター (子育て支援拠点事業)	○ラウンジ ○広場スペース ○遊戯室 ○子ども図書室 ○保育室(療育事業) ○相談室 ○調理室 ○授乳給湯室 ○おむつ替えコーナー ○静養室
母子保健機能	
相談事業	○相談室 ○乳児・ほふく室
各種教室	○ホール ○乳児・ほふく室
保育機能	
一時保育(休日含む)	○保育室 ○乳児・ほふく室 ○遊戯室 ○静養室
放課後児童クラブ	○児童室 ○プレイルーム ○静養室
学び・交流機能	
児童館	○ラウンジ ○多目的室 ○創作活動室
屋内型広場機能	
ホール	○多目的室
屋内運動場	○プレイルーム
公園機能	
屋外広場	○園庭 ○遊具
図書館との連携機能	
読み聞かせ広場	○子ども図書室

### 5. 4. 諸室の併用

新施設の整備にあたっては、各機能の用途として固定する諸室利用ではなく、各種事業が併用して利用可能となる多目的室の検討が必要である。

検討にあたっては、利用対象者の年齢別利用による併用の他、事業実施日による併用なども考えられる。

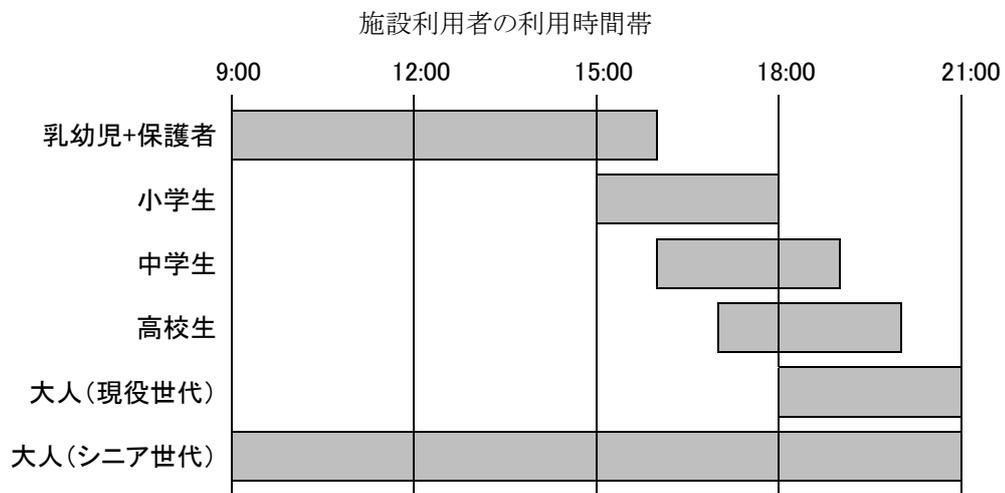
## 6. 子ども・子育て支援施設整備に向けての検討

子ども・子育て支援施設整備にあたり、各機能の用途として諸室を固定するのではなく、各種事業が併用でき、有効かつ効率よく利用可能な施設となるように必要な諸室を検討する。

### 6. 1. 検討内容

検討にあたって、施設利用者の年齢による利用時間帯から、併用できる諸室を検討する。

#### 6. 1. 1. 施設利用者の年齢別、時間帯について



#### 6. 1. 2. 各種事業に必要と思われる諸室

併用を検討する諸室

	広場 スペース	遊戯室	子ども 図書室	児童室	保育室	相談室	静養室	ホール
子育て支援センター	○	○	○		○	○	○	○
相談事業					○	○		
各種教室		○			○			○
一時預かり		○			○		○	
放課後児童クラブ				○			○	○
児童館	○			○			○	○
読み聞かせ広場			○					
屋内型広場機能		○						○

## 6. 2. 検討の結果

### 6. 2. 1 諸室の併用検討

諸室名	検討結果
広場スペース	・子育て支援センターの午後の利用時間を考慮すれば子育て支援センターと児童館の併用が可能。
遊戯室	・子育て支援センターで利用している場合は、各種教室、屋内型広場機能は併用が不可能。但し、午後の利用時間を考慮すれば各種教室、屋内型広場機能との併用が可能。 ・一時預かりとは併用可能。
子ども図書室	・子育て支援センター、読み聞かせ広場としての機能は図書館機能との施設共有化が考えられる。
児童室	・放課後児童クラブと児童館の利用目的が異なるために、各々に必要とされ、併用は難しい。
保育室	・子育て支援センターでは、乳児ほふく室として必要である。 ・一時預かりでは、保育室と乳児ほふく室の 2 部屋が必要である。 ・各種教室では、1 部屋必要である。 ・相談事業では、子育て支援センターとの併用が可能。
相談室	・相談事業では、子育て支援センターとの併用が可能。
静養室	・一時預かりは、子育て支援センターとの併用が可能。 ・放課後児童クラブと児童館は、子育て支援センターの利用目的と異なるので併用は難しい。 ・放課後児童クラブと児童館は、利用目的が異なるため各々に必要とされ、併用は難しい。
ホール	・子育て支援センター、各種教室、放課後児童クラブ、児童館、屋内型広場機能、すべてが併用可能。

## 6. 2. 2 必要とされる諸室と併用可能な諸室

○は必要な諸室

	広場 スペース	遊戯室	子ども 図書室	児童室	保育室	相談室	静養室	ホール
子育て支援センター	○	○	図書館と の共有化		○ 乳幼児ほ ふく室とし て	○	○ おむつ 替え・授 乳室	○
相談事業					併用	併用		
各種教室		併用			○			併用
一時預かり		併用			○ 乳幼児ほ ふく室含 めて2部 屋		併用	
放課後児童クラブ				○			○	併用
児童館	併用			○			○	併用
読み聞かせ広場			図書館と の共有化					
屋内型広場機能		併用						併用

## 6. 2. 3 諸室の想定面積

子育て支援センター (子育て支援拠点事業)	○広場スペース	80 m <sup>2</sup>
	○遊戯室	56 m <sup>2</sup>
	○相談室[二部屋]	56 m <sup>2</sup>
	○静養室 (おむつ替えコーナー含む)	25 m <sup>2</sup>
各種教室	○保育室	40 m <sup>2</sup>
一時預かり(休日含む)	○保育室	40 m <sup>2</sup>
	○乳児・ほふく室	49.5 m <sup>2</sup>
放課後児童クラブ	○児童室	80 m <sup>2</sup>
	○静養室	20 m <sup>2</sup>
児童館	○児童室	80 m <sup>2</sup>
	○静養室	30 m <sup>2</sup>
屋内型広場機能	○ホール	220 m <sup>2</sup>

## 6. 2. 4 諸室の積算根拠

<p>子育て支援センター (子育て支援拠点事業)</p>	<p>○広場スペース 80 m<sup>2</sup> (活動スペースとして想定)</p> <p>〔広場スペースとしては、10組の親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さ 過去利用者 年平均12組 想定25組 ×3.3 m<sup>2</sup>〕</p> <p>○遊戯室 56 m<sup>2</sup> 20名</p> <p>○相談室[二部屋] 28 m<sup>2</sup>×2 56 m<sup>2</sup> 福祉相談室 4.8m×6m</p> <p>○静養室(おむつ替えコーナー) 25 m<sup>2</sup> 15組</p>
<p>各種教室</p>	<p>○保育室 40 m<sup>2</sup></p>
<p>一時預かり(休日含む)</p>	<p>○保育室 40 m<sup>2</sup> 20人</p> <p>○乳児・ほふく室 16.5 m<sup>2</sup> + 33 m<sup>2</sup> 49.5 m<sup>2</sup></p> <p>〔2歳未満児 乳児室 1.65 m<sup>2</sup>/人 ほふく室 3.3 m<sup>2</sup>/人 2歳以上児 保育室又は遊戯室 1.98 m<sup>2</sup>/人〕</p>
<p>放課後児童クラブ</p>	<p>○児童室 80 m<sup>2</sup> (登録者最大47名の為 *1.65 m<sup>2</sup>)</p> <p>○静養室 20 m<sup>2</sup></p> <p>(一人当たり、1.65 m<sup>2</sup>以上。また、休息できる静養スペース)</p>
<p>児童館</p>	<p>○児童室 80 m<sup>2</sup> (飯山 81.31 m<sup>2</sup>)</p> <p>○静養室 30 m<sup>2</sup> (20名まで利用できるように想定)</p> <p>〔小型児童館: 要件として、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備、その他相談室、搜索活動室、静養室及び児童クラブ室を設けること。最低限、遊戯室、図書室及び児童クラブ室は必要 広さは最低217.6 m<sup>2</sup>以上 児童センター: 上記に加えて、336.6 m<sup>2</sup>以上。遊戯室には、体力増進指導を実施するための機能が必要〕</p>
<p>屋内運動場</p>	<p>220 m<sup>2</sup> (飯山 202.47 m<sup>2</sup>・松川 150 m<sup>2</sup>)</p>

## 7. 他の自治体の事例

長野県内同規模程度の自治体の最近竣工した子育て支援施設の概要は次のとおり。

自治体名	長野県松川村	長野県飯山市																								
人口 (H30.12.1)	9,755 人 3,803 世帯	21,132 人 8,048 世帯																								
施設名	子ども未来センター「かがやき」	子ども館「きらら」																								
開設	平成 30 年 4 月	平成 30 年 6 月																								
建設費	3 億 7,312 万円	3 億 9,722 万円																								
構造	鉄骨造 2 階建	鉄骨造 2 階建																								
延床面積	1,019.48 m <sup>2</sup>	1,097.65 m <sup>2</sup>																								
諸室・ 床面積	<table border="0"> <tr> <td>みんなの広場(読書・勉強部屋)</td> <td>180 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>わんぱく広場(運動場)</td> <td>150 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>おひさま広場(支援ルーム)</td> <td>180 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>ふれあい広場(自由ルーム)</td> <td>40 m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	みんなの広場(読書・勉強部屋)	180 m <sup>2</sup>	わんぱく広場(運動場)	150 m <sup>2</sup>	おひさま広場(支援ルーム)	180 m <sup>2</sup>	ふれあい広場(自由ルーム)	40 m <sup>2</sup>	<table border="0"> <tr> <td>体育館</td> <td>202.47 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>放課後デイサービス等機能訓練室</td> <td>63.33 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>病後児保育室</td> <td>69.35 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>子育て支援センター室</td> <td>118.35 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>集会・サークル活動室</td> <td>34.84 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ室</td> <td>121.90 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>図書室・学習室</td> <td>46.47 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>49.03 m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	体育館	202.47 m <sup>2</sup>	放課後デイサービス等機能訓練室	63.33 m <sup>2</sup>	病後児保育室	69.35 m <sup>2</sup>	子育て支援センター室	118.35 m <sup>2</sup>	集会・サークル活動室	34.84 m <sup>2</sup>	放課後児童クラブ室	121.90 m <sup>2</sup>	図書室・学習室	46.47 m <sup>2</sup>	事務室	49.03 m <sup>2</sup>
みんなの広場(読書・勉強部屋)	180 m <sup>2</sup>																									
わんぱく広場(運動場)	150 m <sup>2</sup>																									
おひさま広場(支援ルーム)	180 m <sup>2</sup>																									
ふれあい広場(自由ルーム)	40 m <sup>2</sup>																									
体育館	202.47 m <sup>2</sup>																									
放課後デイサービス等機能訓練室	63.33 m <sup>2</sup>																									
病後児保育室	69.35 m <sup>2</sup>																									
子育て支援センター室	118.35 m <sup>2</sup>																									
集会・サークル活動室	34.84 m <sup>2</sup>																									
放課後児童クラブ室	121.90 m <sup>2</sup>																									
図書室・学習室	46.47 m <sup>2</sup>																									
事務室	49.03 m <sup>2</sup>																									
開設時間	月～土曜日 午前 9 時～午後 8 時 日曜日 午前 9 時～午後 5 時 小学生は午後 5 時、中学生は午後 7 時(日 曜日は午後 5 時)まで	午前 8 時～午後 6 時 30 分																								
休館日	12 月 29 日～1 月 3 日	8 月 13 日～8 月 16 日 12 月 29 日～1 月 3 日																								
主な事業	地域子育て支援拠点	地域子育て支援拠点 遊びの場の提供、子育て相談 ファミリーサポートセンター 児童館 放課後児童クラブ 病後児保育施設 放課後等デイサービス																								

## 8. 根拠法令等

新施設の整備にあたっては、多機能型複合施設となることから、各機能の根拠法令、補助事業等を十分に確認し、法令の適用関係を十分に確認する必要がある。

各機能と根拠法令等

子育て支援センター (子育て支援拠点事業)	児童福祉法第6条の3第6項 社会福祉法第2条第3項 特別保育事業実施要綱 地域子育て支援拠点事業実施要綱 子育て支援のための拠点施設設置要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱
一時預かり	児童福祉法第6条の3第7項 社会福祉法第2条第3項 特別保育事業実施要綱 一時預かり事業実施要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱
放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項 社会福祉法第2条第3項 発達障害者支援法第9条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 内閣府子ども・子育て本部統括官通知 「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」 放課後児童クラブ運営指針 放課後児童クラブ運営指針解説書 子ども・子育て支援交付金交付要綱 子ども・子育て支援整備交付金交付要綱 放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱
放課後子ども教室	教育基本法第13条 社会教育法第5条第2項 放課後子ども教室推進事業実施要綱 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 新・放課後子ども総合プラン
児童館	児童福祉法第40条 児童館の設置運営要綱 児童館ガイドライン
共有スペース	社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進を図るための スペース(地域交流スペース)の整備について

## 図書館等複合施設の建設に向けた検討スケジュール（予定）

	2018年度									2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
ワークショップ		①	②	③									
有識者会議		①		②				③	④				
庁内 検討会議		①		②									
図書館施設 検討委員会		②	③	④									
								基本 構想 策定		基本 計画 策定	用地 取得 ・ 運営 検討	基本 設計	建設